

セクション504のサブパートDおよびハワイ州の法令に基づく親および児童生徒の権利

(1973年リハビリテーション法セクション504／サブパートDおよびハワイ州の法令)



このパンフレットでは、障害を持つ児童生徒とその親または保護者に、連邦法および州法で付与されている権利について説明します。この法律の趣意は、障害を持つすべての児童生徒に平等な教育機会を提供することです。

連邦法と州法で親および児童生徒に付与されている権利:

1. 児童生徒が障害を理由とする差別なしに、公立学校の教育プログラムに参加して恩恵を受ける。
2. 連邦法と州法に基づく親の権利について学校から助言を受ける。
3. 児童生徒の身元確認、評価、クラス分けや、生徒に適した公教育の無償提供に関する措置について、事前に書面で通知を受け取る。
4. 入学試験や審査などの評価を学校が最初に実施する前、または特別支援教育や関連サービスを児童生徒に最初に提供する前に承諾を与える。
5. 児童生徒に無償かつ適切な公教育を受けさせる。これには、障害児のニーズに即した最大限の範囲で、障害のない生徒と共に教育を受ける権利も含まれます。教育省は、補助や支援を使用した普通学級では十分な教育成果が達成できないことが証明された場合を除いて、教育省が運営する普通教育の環境に障害児を置く必要があります。これには、児童生徒が授業や課外活動に参加する平等な機会を得られるように、移動手段も含め学校施設の整備を要請する権利も含まれます。

6. 評価や再評価中に、児童生徒に関する既存の情報の見直しと、障害児としての認定の判断に参加する機会、児童生徒の教育プランの開発、評価、改訂に参加する機会、およびクラス分けの決定に参加する機会を持つ。
7. 評価情報の解釈とクラス分けの決定は、様々な情報源に基づいて行わせる。この情報は、生徒の現在の教育ニーズを理解できるような最新の情報でなければならず、慎重に考慮して文書化する必要があります。
8. 児童生徒を施設内で教育し、健常児に提供されるサービスと同等のサービスを受けさせる。
9. 学校が提供する課外活動および学外の活動に参加する平等な機会を児童生徒に与えてもらう。
10. 生徒の身元確認、評価、クラス分けに関する決定について記載したあらゆる記録を調べる。
11. 児童生徒が孤児である場合や、教育省が親を認定できない場合、または親が見つからず、児童生徒に代理親が必要と見なされた場合は、教育省に法定代理人(代理親)を任命してもらう。法定代理人は、生徒の身元確認、評価、クラス分け、生徒に適した無償の公教育の提供に関連するあらゆる面で、児童生徒の代理人を務めます。
12. Complex Area の校長が10日間を超える停学を口頭で許可した場合は、(祝日を除く)3日以内に、児童生徒を嚴重処分にする学校の意図を説明した通知を、深刻な規律違反に関する情報と異議申し立て用紙も含めて、学校から親に郵送してもらう。

13. クラス変えを含め、その年度の連続または累計10日間を超える懲戒処分の対象となった行為と、児童生徒の障害との関連性を調査するチームの一員になる。チームは、保護者が提供する情報も含め、非違行為に関連するあらゆる情報を検討する必要があります。児童生徒は、問題行動が障害に起因していない場合のみ停学処分となる可能性があります。
14. 児童生徒の身元確認、評価、クラス分け、適切な無償公教育に関連する事案の適正手続の要請を受け取った場合、調停などの裁判外紛争解決手続を利用できることを教育省から両親に通知してもらう。児童生徒の身元確認、評価、クラス分け、適切な無償公教育に関連する紛争の解決を求めるには、適正手続の聴聞請求をしていない場合でも、裁判外紛争解決手続の利用が推奨されます。裁判外紛争解決手続の利用は任意であり、適正手続の聴聞を得る権利を否定または延期するために使うべきではありません。
15. 児童生徒の身元確認、評価、クラス分け、適切な無償公教育の提供についての決定や処分に関連する公正な適正手続の聴聞を要請する。聴聞の当事者として、親(保護者)は裁決が下される日付と公正な審理員の選定プロセスについて教育省から通知を受ける権利があります。さらに、親は弁護士を伴って助言を受け、合理的に都合のよい時間と場所で聴聞を実施してもらうことができます。聴聞の申請は、生徒が通学しているコンプレックスエリアのComplex Area校長に提出する必要があります。申請用紙は生徒の学校またはコンプレックスエリアの事務局で入手できます。
16. 聴聞の決定を受け取ってから30日以内に裁判所に異議を申し立てる。

児童生徒の差別禁止法の権利に関する詳細情報の 入手方法

問い合わせ先:

- 学校の校長
- 区役所:



ホノルル地区

フェリングゴン/カイザー/カラニ・コンプレックス.....733-4940

マッキンリー/ルーズベルト/カイクキ・コンプレックス.....733-4977

セントラル・オアフ地区

アイエア/モアナレア/ラドフォード・コンプレックス.....421-4263

レイレフア/ミリラニ/ワイアルア・コンプレックス.....622-6432

リーワード・オアフ地区

キャンベル/カポレイ・コンプレックス.....675-0335

ナナクリ/ワイアナエ・コンプレックス.....668-5746

パールシティ/ワイパフ・コンプレックス.....675-0384

ウィンドワード・オアフ地区

キャッスル/カフク・コンプレックス.....784-5941

カイルア/カラヘオ・コンプレックス.....784-5940

ハワイ地区

ホノカア/コハラ・コンプレックス.....775-8895

ケアラケ/コナウエナ・コンプレックス.....323-0015

ヒロ/ワイアケア・コンプレックス.....974-4401

カウ/ケアアウ/パフォア・コンプレックス.....982-4252

マウイ地区

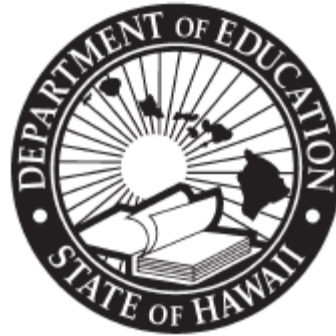
ボールドウィン/キングケカウリケ/マウイハイ・コンプレックス

.....873-3520

ハナ/ラナイナ/ラナイ/モロカイ・コンプレックス.....553-1723

カウアイ地区

カパア/カウアイ/ワイメア・コンプレックス.....274-3504



教育省のセクション504コーディネーター: エク
セプションナル・サポート・ブランチ
475 22nd Ave., Bldg. 302
Honolulu, Hawaii 96816
電話: (808) 305-9806

ハワイ州教育省 (HIDOE) 身体障害を理由とする差別撤廃
に関するお問い合わせは、以下までお送りください。

セクションADA/504に関する
お問い合わせ

Krysti Sukita, ADA/504スペシャリスト
公民権コンプライアンスオフィス
ハワイ州教育省
P.O. Box 2360
Honolulu, Hawaii 96804
(808) 586-3322 または
crco@notes.k12.hi.us

差別やハラスメントに関するお問い合わせは、アメリカ合
衆国教育省、公民権局にもお送りいただけます。

セクション5 04のサブパートDお よびハワイ州の法 令に基づく親および 児童生徒の権利



エクセプションナル・サポート・ブランチ
ハワイ州教育省・ハワイ州
RS 17-1183、2018年5月 (RS 14-1409の改訂版)